

舞鶴市発注の建設工事における 技術者等の配置(兼任)に関する取扱い (概要)

- I. 同一の専任の主任技術者が管理できる範囲
- II. 現場代理人の複数工事への兼任を認める条件

【主な内容】

	概要
専任の主任技術者	近接関連工事※1であれば2件まで兼任可能(舞鶴市内)
現場代理人	非専任工事※2又は近接関連工事であれば2件まで兼任可能(舞鶴市内)

(従来は、合併入札、追加工事(随契)の場合のみ兼任可能)

【兼任条件】

条 件	技術者非専任工事のみ の場合		技術者専任工事を含む 場合 (監理技術者を配置する工事を除く)	
	舞鶴市内	左記 以外	舞鶴市内 近接関連工事	左記 以外
主任技術者の兼任	可	可	★ 可 (2件まで)	不可
現場代理人の兼任	★ 可 (2件まで)	不可	★ 可 (2件まで)	不可

現場代理人が兼任する場合の共通条件

件 数 ・ 場 所	2件まで ・ 舞鶴市内
発 注 者	舞鶴市又は国、地方公共団体等の発注する工事に限る。 (舞鶴市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼任を了承していること。)
連 絡 員	兼任する舞鶴市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。(連絡員は、元請業者の社員の他、一次下請業者の社員でも可能としますが、交通誘導整理員、一次以外の下請負業者の社員等は連絡員にはなれない。)
所 在	兼任するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。

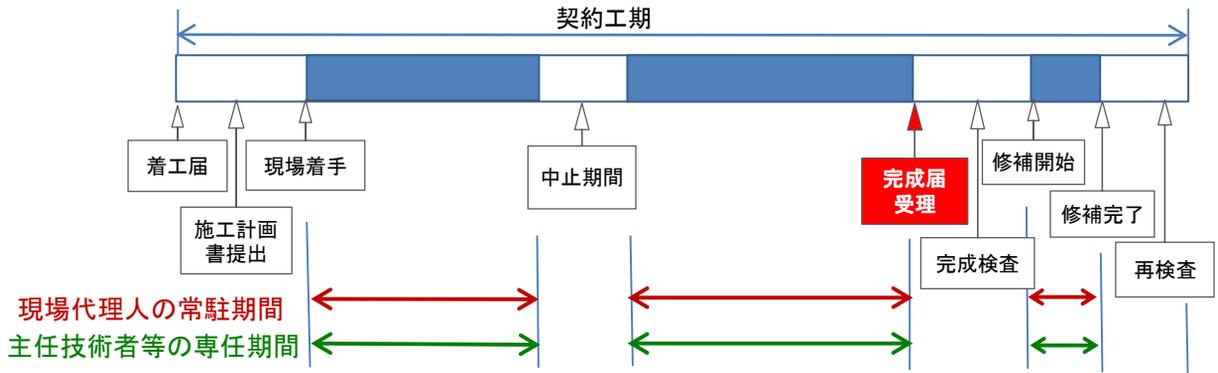
※1 「近接関連工事」

工事の対象となる工作物に一体性 若しくは 連続性がみとめられる工事 又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が **10km※** 程度の近接した場所であるもの

※2 「非専任工事」

請負金額が4,000万円(建築一式は8,000万円)未満の工事

III. 現場代理人の常駐 及び 主任技術者の専任 を要する期間の取扱い

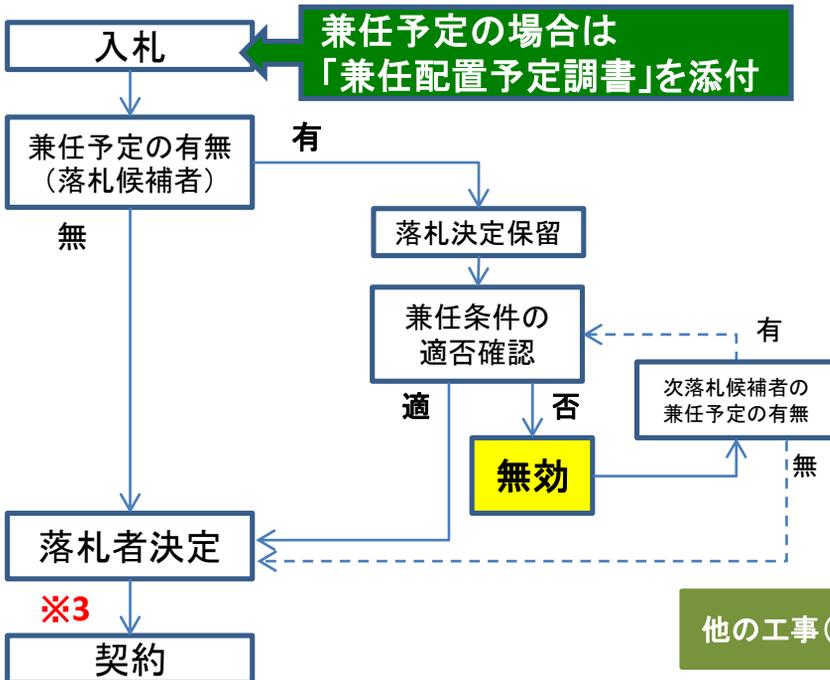


IV. 入札の無効となる条件:「兼任条件に反する場合」

兼任条件★の範囲内で他の工事※1と兼任して現場代理人又は主任技術者を配置しようとする入札者は、**原則**、入札書に「兼任配置予定調書」を添付して提出してください。

※1【他の工事とは】

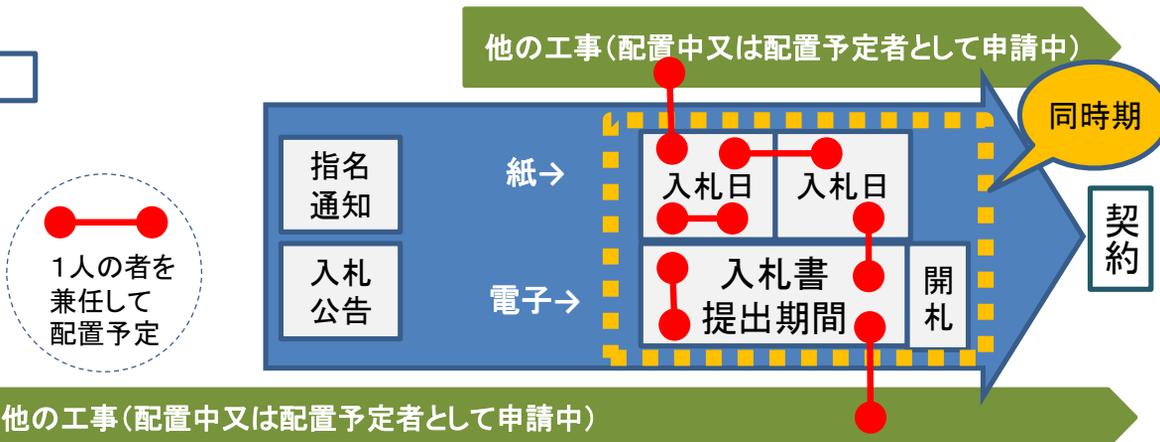
- ア 現場代理人又は主任技術者として配置中の工事
- イ 一般競争入札等において配置予定者として申請している工事
- ウ 同時期※2に入札が行われる工事



※3 落札決定後(契約締結までの間)に兼任配置予定調書を提出することも可としますが、この場合、兼任条件に適合しない等により現場代理人又は主任技術者を適正に配置できないときは、落札者が契約を締結しないときとして、違約金の徴収となり、さらにやむを得ない事情を除いて入札参加停止の措置を受けることになりますので、十分注意してください。

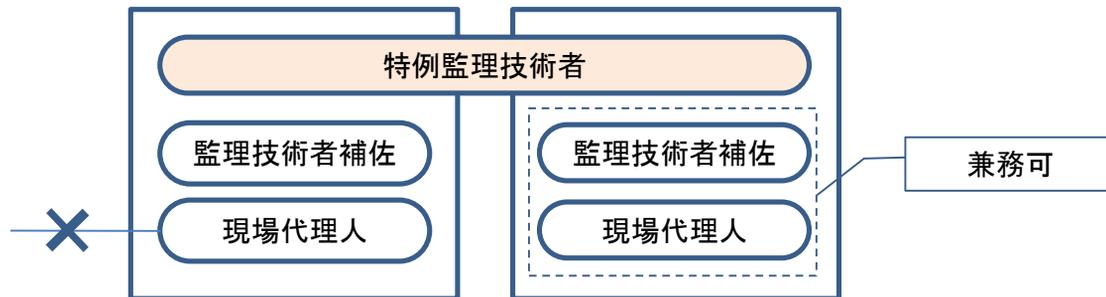
(R5. 4追加)

※2【同時期とは】



他の工事(配置中又は配置予定者として申請中)

建設業法第26条第3項ただし書き及び関係法令等に基づき、監理技術者の行うべき職務を補佐する者(監理技術者補佐)を工事に専任で設置し、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合(この場合の監理技術者を「特例監理技術者」という。)の取扱いは、次のとおりとします。



1. 特例監理技術者の配置を行う場合(共同企業体の工事を含む。)は以下の(1)～(9)の要件を全て満たしてください。
 - (1)特例監理技術者が兼務する工事それぞれに、監理技術者補佐を専任で配置することができること
 - (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち一級施工管理技士補、一級施工管理技士等の国家資格者又は学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。(監理技術者補佐として認められる業種は主任技術者の資格を有する業種に限ります。)
 - (3)監理技術者補佐とは直接的かつ恒常的(3ヶ月以上)な雇用関係があること
 - (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、同時に2件であること
 - (5) 特例監理技術者が兼務できる工事施工場所は、いずれも舞鶴市内であること
 - (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行することができること
 - (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること
 - (9) 特定監理技術者は現場代理人を兼ねることができないこと(この場合、現場代理人は当該工事の監理技術者補佐と兼ねることができますが、他の工事と兼任することはできません。)
2. 上記に関わらず、あらかじめ工事規模、工事難易度等から、特例監理技術者の配置が認められない工事については、入札公告等に明示します。
3. 特例監理技術者を設置しようとするときは、あらかじめ特例監理技術者が兼務する既契約工事の工事発注機関(国又は地方公共団体)から、兼務について了解を得た上で、「特例監理技術者の配置に関する届出書」(特例監理技術者の配置に関するチェックリストを含む)を提出してください。(入札時又は契約前に提出された場合は上記IVに準じて取扱います。)
4. 契約中の工事において特例監理技術者の兼務を要さなくなった場合も既契約工事の監督員と協議を行ってください。